

【表紙】	
【発行登録番号】	6 - 外1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年4月23日
【会社名】	ユービーエス・エイ・ジー（UBS銀行） (UBS AG)
【代表者の役職氏名】	執行役員会プレジデント セルジオ P. エルモッティ (Sergio P. Ermotti, President of the Executive Board) チーフ・ファイナンシャル・オフィサー トッド・タックナー (Todd Tuckner, Chief Financial Officer)
【本店の所在の場所】	スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフスト ラッセ45 (Bahnhofstrasse 45, CH-8001 Zürich, Switzerland) スイス国 バーゼル市 CH-4051 エーシェンフォル シュタット1 (Aeschenvorstadt 1, CH-4051 Basel, Switzerland)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 月岡 崇
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03-6889-7000
【事務連絡者氏名】	弁護士 月岡 崇 弁護士 石井 将太 弁護士 山元 恒輝 弁護士 明地 美穂 弁護士 早瀬 雄大
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03-6889-7000
【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日 (2024年5月1日) から2年を経過する日 (2026年4月30日) まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 3,000億円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項なし

第2【売出要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【売出有価証券】

(1)【売出社債（短期社債を除く。）】

未定

2【売出しの条件】

未定

第3【その他の記載事項】

有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2022年度）（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

2023年6月30日関東財務局長に提出

事業年度（2023年度）（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

2024年7月1日までに関東財務局長に提出予定

事業年度（2024年度）（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

2025年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2【半期報告書】

半期報告書

事業年度（2023年度中）（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

2023年10月2日関東財務局長に提出

事業年度（2024年度中）（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

2024年9月30日までに関東財務局長に提出予定

事業年度（2025年度中）（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

2025年9月30日までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

(i) 1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2024年4月23日）までに、臨時報告書を2023年12月8日に関東財務局長に提出

（金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第7号の3の規定に基づき提出するもの）

(ii) 1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2024年4月23日）までに、臨時報告書を2023年12月15日に関東財務局長に提出

（金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第3号の規定に基づき提出するもの）

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

5【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

7【訂正報告書】

該当事項なし

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項については、その提出日以降、本発行登録書に添付する「有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実」に記載されている事項を除き、本発行登録書提出日（2024年4月23日）までの間において重大な変更その他の事由は生じていない。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項については、上記「有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実」に記載されている事項を除き、本発行登録書提出日（2024年4月23日）現在においてもその判断に重要な変更はない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第三部【保証会社等の情報】

該当事項なし